別表六(二十)の記載要領第五号中「「住民税額控除額 ⑰×1.4/100 ⑱」を「「住民税額控除額 ⑳×1.4/100 ㉑」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「「控除対象個別帰属調整額等 ⑯」」を「「加算対象通算対象欠損調整額等 ⑱」」に、「第27条の12の２第１項各号」を「第27条の12の２第１項第１号及び第２号」に改め、「(同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同号を同第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

７　「控除対象通算適用前欠損調整額等 ⑲」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の２第１項第３号から第８号まで（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12の２第１項各号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）(同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載すること。

別表六(二十一)の記載要領第一一号中「「仮計 ⑪＋⑫－(⑬又は⑭) ⑮」」を「「仮計 ⑪＋⑫＋⑬＋⑭－(⑮又は⑯) ⑰」」に改め、「租税特別措置法第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する」を削り、「「⑬又は」」を「「⑮又は」」に、「「又は⑭」」を「「又は⑯」」に改め、同号を同第五号とし、同第一一号(一)中「「法人税額調整加算額 (別表一「７」＋別表六(三十五)「31」) ⑫」」を「「法人税額調整加算額 (別表一「７」＋別表六(三十五)「31」) ⑭」」に改め、同号(二)を次のように改める。

(二)　「仮計 ⑪＋⑫＋⑬＋⑭－(⑮又は⑯) ⑰」及び「住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 ⑰＋⑱－⑲ ((⑬＋⑭) > (⑰＋⑱－⑲) の場合は(⑬＋⑭)) ⑳」の各欄の記載に当たつては、上記(一)で外書きした金額を「⑭」に含めて計算すること。

別表六(二十一)の記載要領第一一号を同第四号とし、同第一号の次に次の一一号を加える。

２　「税額控除超過取戻税額等の加算額 ((別表六(八)付表「31」＋「36」)又は(別表六(九)付表「30」＋「35」)) ＋(別表六(十二)付表「19」＋「24」) ⑫」の欄は、中小企業者等（租税特別措置法第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等をいう。第５号において同じ。）が同条第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

３　「通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に係る加算額 ⑬」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の14第１項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)（震災特例法第17条の４の２第１項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合に租税特別措置法第42条の14第１項の規定により法人税の額に加算される金額を記載すること。

別表六(二十二)の記載要領第一一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表六(二十三)の記載要領第四号中「第５項」を「第４項」に改め、「特例)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例)」を加える。

別表六(二十七)の記載要領第一一号中「第27条の12の５第15項」を「第27条の12の５第14項」に改め、同第一一号中「第27条の12の５第６項第２号イ」を「第27条の12の５第５項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「令和２年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第６項第２号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)」に、「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第四号中「第27条の12の５第７項又は第９項」を「第27条の12の５第６項又は第８項」に、「同条第20項」を「同条第19項」に改め、同号(二)中「第27条の12の５第21項」を「第27条の12の５第20項」に改める。

別表六(二十八)の記載要領第一一号中「第27条の12の５第15項」を「第27条の12の５第14項」に改め、同第一一号中「第27条の12の５第６項第２号イ」を「第27条の12の５第５項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「令和２年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第６項第２号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)」に、「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第四号中「第27条の12の５第20項」を「第27条の12の５第19項」に、「同条第７項又は第９項」を「同条第６項又は第８項」に改め、同号(二)中「第27条の12の５第21項」を「第27条の12の５第20項」に改める。

別表六(二十九)の記載要領第五号中「第５項」を「第４項」に、「の規定の」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の」に改める。